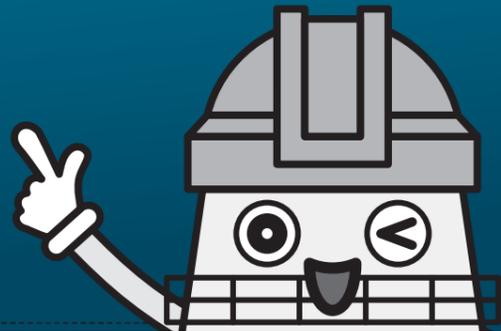


まちづくり活動支援事業補助金のお知らせ

交付要綱が改定されました



この事業は、新たに実施する魅力あるまちづくり活動を支援するため、予算の範囲内において年間最大 10 万円の補助金を交付するものです。

申請期限

令和 4 年 5 月 31 日(火)

※申請書類に不備があると受理できません。また、令和 4 年度から交付要綱が改定されたので、申請を希望される団体は必ず事前にご相談ください。

補助対象事業者

対象となるのは、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者です。

- 1 町内に拠点があり、かつ町内で活動する団体であること。
- 2 団体を組織する者（会員等）の人数が 5 人以上、かつその 6 割以上が町内に在住していること。
※同一年度に申請のあった複数団体において会員等となっている者は、いずれか 1 つの団体でのみ会員等の人数に算入します。
- 3 組織の運営に関する規約等があり、代表者を有すること。

補助対象事業

1	地域振興（地域の環境美化、景観の保全・管理、にぎわい創出等）に関する事業
2	林業振興（森林の保全・利活用、ときがわ産木材の利用促進等）に関する事業
3	農業振興（町が指定する農作物の栽培・加工技術の向上等）に関する事業
4	商工振興（特産品の新規開発・生産等）に関する事業
5	観光振興（町の魅力発信、観光入込客の増加促進等）に関する事業

申請書類

申請書・団体等の会則・会員名簿・事業計画・予算書等の提出が必要となります。

※申請書は、役場産業観光課にあります。事前相談の際にお渡しします。

審査の方法

補助金の交付決定にあたり、書類審査のほか、審査委員会でのプレゼンテーションを行います。

補助の対象となる経費

令和 4 年度に実施される活動経費のうち、

- ① 講師謝礼
- ② 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料
- ③ 通信運搬費、広告料、手数料
- ④ 使用料、賃借料
- ⑤ 原材料費
- ⑥ 備品購入費

その他事項

- 補助金交付決定団体数が多い場合は、補助金交付額が満額とならない場合があります。
- 不適切な活動や補助金の目的外使用があった場合、町に補助金を返還していただきます。
- 過去にこの補助金の交付を受けた補助対象事業者が、交付後 10 年以上継続して補助対象事業を実施している場合は、1 回に限り補助を受けることができます。

問い合わせ

産業観光課 ☎ 65-1532



ときがわ町産の木材を使用した住宅リフォーム費用の助成制度をご活用ください

町では、今お住まいの住宅をときがわ町産の木材を使用して改修する場合、その費用の一部を助成しています。助成は一つの住宅について 1 回です。 ※申込み・書類審査前に工事をした場合は助成の対象外となります。

町産材の使用割合

ときがわ町産の木材を 3 割以上かつ 0.2㎡以上使用して行う改修工事

助成金の額

助成対象工事に要した経費のうち 100 分の 10 に相当する額で 20 万円を限度（1,000 円未満は切り捨て）

申込み資格

申込み日現在で、次の①～⑤までの全ての条件を備えていること

- 1 ときがわ町の住民であること
- 2 助成の対象となる個人住宅または併用住宅の所有者（同一世帯を構成する者が所有する場合を含む）または住宅利用者であること
- 3 町税を滞納していないこと
- 4 対象となる改修工事について、町の他の補助金の交付を受けていないこと。ただし、既存建築物耐震改修工事補助金との併用はできません。
- 5 対象となる改修工事が当該年度の末日までに完了すること

助成対象住宅

町内に所有する個人住宅または併用住宅（個人住宅のほかに店舗、事務所または賃貸住宅などの部分がある建築物）

助成対象工事

町内資格登録施工業者（町内に事業所を有し、かつ、ときがわ町産材活用住宅リフォーム助成事業資格登録をした業者）が行う 20 万円（税別）以上の住宅の改修または耐震改修工事

内容

- 1 建物の内外装の改修工事
- 2 木造住宅の耐震診断結果に基づく耐震改修工事
- 3 居室、浴室、玄関、台所またはトイレなどの改修工事（浄化槽設置負担金などは除く）

申込み

「ときがわ町産材活用住宅リフォーム助成金交付申請書」に必要事項を明記して次の書類を添付し、産業観光課へお申し込みください。

- 1 住民票の写し
- 2 町税の全税目の納税証明書（町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）
- 3 固定資産所有証明書（家屋のみ）
- 4 助成対象工事の見積書の写し
- 5 助成対象工事の図面
- 6 ときがわ町産材活用住宅リフォーム助成金町産材使用見込書
- 7 世帯全員の住民票の写し（申請者が助成対象住宅の所有者と異なる場合①に代わり必要）
- 8 耐震診断書の写し（耐震改修工事の場合）
- 9 助成対象住宅の所有者のリフォーム工事承諾書（賃貸家屋のみ）
- 10 その他必要と認める書類

実績報告

工事完了後、領収証や改修前と改修後の写真等を添付した実績報告書の提出が必要になります。

問い合わせ

産業観光課 ☎ 65-1532